


開催の趣旨

- 平成19年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が制定されてから、間もなく10年を迎える。同法は、地域公共交通関係の法令において、初めて地方公共団体の主体的・能動的な役割を位置づけたという点で画期的なもの。
 - その後、
 - 平成23年度：地域公共交通確保維持改善事業の創設、
 - 平成26年度：持続的な公共交通ネットワークの再構築を推進するための同法改正
 - 平成27年度：計画の認定を受けた事業を行う公共交通事業者等に対し出資を可能とする同法改正が行われたところ。
 - しかし、地域公共交通をめぐる状況は、その間にも特に自動車運送関連の分野を中心に大きく変化しつつあり、上記のような制度的枠組みを基本としつつも、人口減少下における生産性の向上という観点も踏まえながら、更なる取組の強化について検討していく必要がある。
- 
- このため、地域公共交通の活性化・再生について、これまでの取組を総括しつつ、今後10年を見据えた中長期的な視野から、考えられる取組の方向性について、様々な観点から有識者によるご意見を頂くことを目的として、「地域公共交通の活性化及び再生の将来像を考える懇談会」を開催するもの。

検討の視点

- ① 地域公共交通の現状の再整理とこれに影響を与えている要因の分析
- ② 地域公共交通活性化・再生法制定後10年間の総括
- ③ 高齢運転者に係る道路交通安全対策の強化が地域公共交通に与える影響
- ④ 生産年齢人口の減少やインバウンドの急激な増加等による人手不足が地域公共交通に与える影響
- ⑤ 地域公共交通における自動運転技術等新技術の活用の可能性
- ⑥ 現在の活性化・再生法の枠組み、新技術の活用以外のソフト的な取組の強化による地域公共交通の持続可能性の強化・生産性の向上の可能性
- ⑦ 検討された諸施策を円滑に実施していくための制度改善その他の環境整備